

(案)

人権教育研究推進事業（人権教育アーカイブの整備）

仕 様 書

令和6年〇〇月〇〇日  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

(案)

1. 事業名

人権教育研究推進事業（人権教育アーカイブの整備）

2. 目的

人権教育については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しており、同法を受け、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこと等としている。

このため、本委託事業においては、別途、文部科学省が教育委員会等に対して実施する委託事業「人権教育研究推進事業（人権教育総合推進地域事業、人権教育研究指定校事業）」の成果を含む、人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するための機能を有したウェブサイト「人権教育アーカイブ」を整備し、学校における人権教育の推進を図る。

3. 成果物

成果報告書を電子媒体にて納入する。

4. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和7年3月31日

5. 納入期限

令和6年3月31日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係  
E-mail : jidous@mext.go.jp

**7. 事業内容**

委託契約締結後、事業の委託を受けた団体（以下、「受託団体」という。）において以下の業務を行うものとする。なお、事業の実施に当たっては、文部科学省及び文部科学省の設置する「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）とよく連携を図ること。

(1) 専用ウェブサイトの構築・維持・管理・運営

別途、文部科学省が教育委員会等に対して実施する委託事業「人権教育研究推進事業（人権教育総合推進地域事業、人権教育研究指定校事業）」の成果や、(2)、(3)で収集・選定した事例等、人権教育の充実に資する資料等を掲載し、全国的に発信する機能を有した専用ウェブサイト（人権教育アーカイブ）を構築し、維持、管理、運営を行いながら、創意工夫によって効率的・効果的な取組の提案を行う。

(2) 事例及び資料等の収集

教育委員会や学校法人等の協力の下、小・中・高等学校における人権教育の指導資料、教材、実践事例や工夫例等、人権教育の充実に資する資料等を収集する。

(3) 収集した事例、資料等の整理・分析・選定

収集した資料を整理し、文部科学省及び協力者会議と協力の上、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）や「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和5年3月改訂）」（令和5年3月 学校教育における人権教育調査研究協力者会議）（事業期間内に改訂された場合は当該改訂版）の趣旨等に基づき分析し、好事例の選定を行う。

(4) 整理・分析・選定した事例・資料等の報告及び発信

選定した事例・資料等の報告を行うとともに、その事例・資料等を、専用ウェブサイトを活用し、全国的に発信する。その際、必要に応じて冊子やリーフレット等を作成するなど、専用ウェブサイトの普及も併せて行うこととする。

## 8. 事業の申請・実施に当たっての留意点

本事業の申請・実施に当たっては以下の点に留意すること。

(1) 小学校学習指導要領（平成29年3月31日文部科学省告示）、中学校学習指導要領（平成29年3月31日文部科学省告示）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月31日文部科学省告示）の趣旨や内容を十分に踏まえること。

(2) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）や「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和5年3月改訂）」（令和5年3月 学校教育における人権教育調査研究協力者会議）（事業期間内に改訂された場合は当該改訂版）の趣旨や内容を十分に踏まえること。

(3) 協力者会議の実施に当たっては、その内容等について文部科学省と協議の上、決定すること。協力者会議委員の委嘱や、委員に対する旅費、謝金の支払い業務は文部科学省において行う。そのため、協力者会議委員に対する旅費や謝金を委託経費に計上する必要はない（協力者会議委員以外の有識者等に対し、意見聴取等を実施する場合はその限りではなく、人選にあたっては文部科学省と協議すること。）。

(4) 委託経費については、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費、消費税相当額、

(案)

一般管理費を支出するものとする。

- (5) 資料等の収集・整理に当たっては、過度に特定の方法や工夫、特定の会社の教材等に偏ることのないようにすること。また、協力を依頼する教育委員会や学校法人等に対しては、十分に本事業の趣旨を周知すること。
- (6) 専用ウェブサイトへは、文部科学省と調整の上、文部科学省ウェブサイトに掲載している人権教育に関する資料等を掲載すること。
- (7) 専用ウェブサイトについては、利用者を意識し、検索機能の充実等、必要に応じて工夫を加えるとともに、セキュリティにも十分配慮すること。
- (8) 掲載に当たって著作権等の処理を要する映像、画像、写真、資料などの教材等については、受託団体においてその調達並びに資料の利用や配布での公開に必要となる著作権、著作隣接権、肖像権等の許諾に関する処理を適切に行うこと。
- (9) 教材資料（教育委員会等より入手した教材資料及びそれらを利用し作成した成果物）の利用期限は無期限とし、以下の用途での利用を予定している。
  - ・ 受託団体が管理、運営し、広く一般に公開する専用ウェブサイトへの掲載
  - ・ 推進委員会等における検討資料としての配付
- (10) 事業の成果については、ホームページへのアクセス数や動画再生数などの定量指標を用いて把握・評価すること。
- (11) 事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。
- (12) また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (13) 本事業に係る経費は、委託契約締結（契約書に契約の当事者双方が押印）後に実施したものでなければ支出することができないため注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。
- (14) 本事業の契約は単年度であるが、事業自体は複数年を予定しており、次年度別途公募により受託者を決定する予定である。したがって、受託団体は業務の実施に当たり以下の引き継ぎを行うなど継続性に配慮すること。

(案)

- ・令和6年度の業務終了に伴い受託団体に変更となった場合には、受託団体は令和7年度の業務開始日までに、ウェブサイトのコンテンツなど業務遂行に当たり必要な資料等を含め業務内容を明らかにした書類等により、次回の受託団体に対し、引き継ぎを行うものとする。したがって、受託団体は業務の実施に当たり、収集した資料や作成したウェブサイトが、次回の受託団体に円滑に引き継ぎができるよう配慮すること。なお、本引き継ぎに必要となる経費は受託団体の負担とする。文部科学省は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、受託団体及び次回の受託団体に対して必要な措置を講ずるとともに、引き継ぎが完了したことを確認する。

(15) その他、事業の実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。

## 9. 事業規模

事業規模は9,900千円(消費税額を含む)を上限とする。

## 10. 応募者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和6年度人権教育研究推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「人権教育研究推進事業(人権教育アーカイブの整備)総合評価基準」に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 事業の内容及び実施方法

##### 1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- \* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性が取れていること。

##### 1-2 事業内容の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていたり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 人権教育に関する現状と課題について適切に把握し、内容が文部科学省の意図と合致していること。

1-3 実施方法の妥当性・独創性

- \* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。
- \* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕
- \* 1-3-3 資料等の収集に当たって学校及び教育委員会など関係機関への趣旨の周知及び連絡・協力・調整を適切に行うことが見込めること。
- \* 1-3-4 資料等の分析・整理に当たって、協力者会議との連携も含め適切に行うことが見込めること。

2 事業の評価手法

2-1 事後評価手法の具体性

- \* 2-1-1 客観的な測定指標が設定されていること。
- \* 2-1-2 成果の評価手法に妥当性があること。

3 事業実施主体の適格性

3-1 実施体制の適格性

- \* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕
- \* 3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。

3-2 知見、専門性等の有無

- \* 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。〕

3-3 実績の有無

- 3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。

3-4 経理処理能力の適格性、経費の妥当性

- \* 3-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。
- \* 3-4-2 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく

認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応募者が選択するものとする※1)

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 1. 検査

受注者による業務完了(廃止)報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 2. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金

額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の(留意事項)を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### 15. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること(再々委託)はできない。

#### 16. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 17. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### 18. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする

(案)

**人権教育研究推進事業  
(人権教育アーカイブの整備)**

**総合評価基準**

**令和6年 ○月 ○日  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課**

本資料は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課が調達する人権教育研究推進事業（人権教育アーカイブの整備）に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

### 1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### 2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

(1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

### 4 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

(2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

\* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	<b>1 事業の内容及び実施方法 [40点]</b>	<b>26</b>	<b>16</b>
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	5	—
	* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性	7	8
	* 1-2-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていたり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。〕	5	8
	* 1-2-2 人権教育に関する現状と課題について適切に把握し、内容が文部科学省の意図と合致していること。	2	
●	1-3 実施方法の妥当性・独創性	14	8
	* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	
	* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕	5	8
	* 1-3-3 資料等の収集に当たって学校及び教育委員会など関係機関への趣旨の周知及び連絡・協力・調整を適切に行うことが見込めること。	2	
	* 1-3-4 資料等の分析・整理に当たって、協力者会議との連携も含め適切に行うことが見込めること。	2	
	<b>2 事業の評価手法 [10点]</b>	<b>8</b>	<b>—</b>
●	2-1 事後評価手法の具体性	8	—
	* 2-1-1 客観的な測定指標が設定されていること。	4	
	* 2-1-2 成果の評価手法に妥当性があること。	4	
	<b>3 事業実施主体の適格性 [40点]</b>	<b>20</b>	<b>20</b>
	3-1 実施体制の適格性	7	5
	* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕	5	5
	* 3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	2	
	3-2 知見・専門性等の有無	5	10
	* 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。〕	5	10
	3-3 実績の有無	—	5
	3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。	—	5
	3-4 経理処理能力の適格性、経費の妥当性	8	—
	* 3-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	4	
	* 3-4-2 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。	4	
	<b>4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]</b>	<b>—</b>	<b>5</b>
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		

	<p>4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）</li> <li>○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。</li> <li>○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。</li> </ul> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>		<p style="text-align: center;">} 5</p>
<b>5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]</b>		-	<b>5</b>
	<p>5-1 賃上げの表明</p> <p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）</p> <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p>		<p style="text-align: center;">} 5</p>
<b>合 計 [100点]</b>		<b>54</b>	<b>46</b>

## 人権教育研究推進事業（人権教育アーカイブの整備）に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	事業の内容及び実施方法			
	* 1-2-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていたり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。	8	6	4
	* 1-3-2 日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。	8	6	4
3	事業実施主体の適格性			
	* 3-1-1 効果的な人員体制となっていれば加点する。	5	3	1
	* 3-2-1 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。	10	8	6
	* 3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）</li> <li>・認定段階3</li> <li>・プラチナえるぼし認定企業</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</li> </ul> ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）</li> <li>・トライくるみん認定</li> <li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規</li> </ul>			
			2	
			3	
			4	
			5	
			1	
			2	
			3	
			3	

<p>定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）</li> <li>・プラチナくるみん認定</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定</li> </ul> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>4</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>〔 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。 〕</p>
<p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p>	<p>5</p> <p>5</p>

(注) 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること。